

決議案第 19 号

米軍CH-53E大型輸送ヘリコプターの東村高江での炎上事故 に対する抗議決議

米軍普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターが、去る 10月 11 日午後 5 時 20 分ごろ、訓練飛行中に機内で火災が発生し、東村高江の民間地に緊急着陸後、炎上し大破する事故が発生したとの報道があった。

同型機は今年に入り 4 件もの不具合が発生しており、去る 6 月には久米島空港に緊急着陸する事態を起こしたばかりである。

今回は住民や搭乗員にけが人は出なかったが、事故は住宅からわずか 300 メートルしか離れていない牧草地で発生しており、一步間違えば重大事故につながる恐れもある。特に住宅地に囲まれた普天間基地周辺で同様な事故が発生した場合、大惨事になることはいうまでもなく、常に事故の危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている宜野湾市民の不安と恐怖は極限に達している。

普天間基地所属機については、去る 9 月 29 日にも MV-22 オスプレイが、民間空港の新石垣空港に緊急着陸し、空港の一時閉鎖で目的地変更や遅延など、民間航空機 8 便、計 571 人に影響を及ぼすトラブルを起こしたばかりである。

また、去る 8 月 5 日にオーストラリア東海岸で搭乗員 3 名の死者を出す衝突落下事故を起こし、8 月 29 日にも民間専用の大分空港に緊急着陸する事態を起こしている。本市議会としてもその都度、関係機関に対し抗議を行っているにもかかわらず、改善されるどころか、その原因究明の結果や再発防止策の公表がなされないままに、このような事故が何度も繰り返される事態に対し、米軍の整備体制や安全管理への意識が欠如していると言わざるを得ず、激しい憤りを覚えるものである。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回の CH-53E 大型輸送ヘリコプターの東村高江での炎上事故を初めとする相次ぐ米軍機の事故やトラブルに対し、厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. CH-53E 大型輸送ヘリコプター及び MV-22 オスプレイの飛行を即時中止するとともに、事故原因を徹底究明し、速やかに公表すること。
2. 実効性のある再発防止策を講じ、実施状況を明らかにすること。
3. 普天間基地の 1 日も早い閉鎖返還と 5 年以内の運用停止を実現すること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成 29 年 10 月 17 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：駐日米国大使、第三海兵遠征軍司令官・沖縄地域調整官、在沖米国総領事